**「国内旅行消費喚起事業（集客・周遊イベント実施業務）」に係る**

**企画提案公募要領**

全国から大阪に観光客を呼び込むとともに、府内を周遊していただくことで、観光消費の促進を図るため、「国内旅行消費喚起事業（集客・周遊イベント実施業務）」を実施します。

　　本事業は、全国から延べ20万人程度の観光客が大阪に訪れ、府内周遊を楽しんでいただけるよ

うな、話題性のある企画・運営、広報を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大によって落ち込んだ

地域経済の活性化を図り、府内観光関連事業者を支援することを目的としています。

　　本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は「令和４年２月定例府議会大阪府一般会計予算」及び「令和４年２・３月市会大阪市一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり効力は発生しません。

**１　事業名称**

**「国内旅行消費喚起事業（集客・周遊イベント実施業務）」**

**２ 契約期間**

契約締結日から令和５年３月３１日（金）まで

**３ 契約上限金額**

５９９，０００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

・「集客イベント・周遊イベント」に要する経費として、

４５０，０００，０００円（消費税・地方消費税額を含む）以内、

「広報」に要する経費として、

１４９，０００，０００円（消費税・地方消費税額を含む）以内で提案すること。

・新型コロナウイルスの感染症拡大の状況などの社会情勢等を踏まえて実施していく必要があるため、

予算の範囲内でイベント、広報内容の変更等を求めることがあります。その際は国内旅行消費喚起

事業実行委員会（以下「実行委員会という。」）と協議・調整のうえ、決定します。

**４　委託業務内容**

(1)集客イベント・周遊イベント全般に係る企画及び運営業務

　　ア　全国から注目を集め、国内旅行先として大阪を選んでもらうための集客イベント及び

周遊イベントの企画立案

     　　 ①　令和４年７月から翌年２月の期間中に複数回実施し、全国から延べ２０万人程度の

集客効果が見込める集客イベントの企画。

　　②　集客イベントにより来阪した観光客の誘客効果を府内全体に波及させるため

府内市町村への周遊を促進する周遊イベントの企画。

     イ　イベント内容（時期、会場、スタッフ・物品手配等）に係る調整、運営、警備などイベント実施に係る運営業務

(2)全国からの集客、周遊促進のための広報業務

ア　(1)の内容を中心とした広報計画の作成・実施

　　　 (1)で実施するイベントをはじめ、来阪観光客の府内周遊につながるような内容をSNSをはじめとする様々な広報ツールを用いて全国へPRする。

イ　特設WEBサイト等の開設・運用

　　　 アの一環として、本事業の特設WEBサイト等を開設し、関連する情報発信を行う。

(3) その他附帯業務（(1) (2)の実績報告等）

**５　契約締結について**

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提

案者」という。）のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画

を提案した者（以下「最優秀提案事業者」という。）と契約条件を協議の上、実行委員会において決

定し、契約を締結します。

**６　企画提案概要**

1. 集客イベント・周遊イベント全般に係る企画及び運営業務

（提案事項）

〇集客・周遊イベントともに、観光客を惹きつける話題性を有するものを提案すること。

〇令和４年７月から翌年２月までの間に、複数回実施し、全国から延べ20万人程度の集客が見込める集客イベント（時期、場所を含む）を提案すること。1回あたりの実施期間（※１）は、一定の期間を設定するとともに、うち、少なくとも1回は大阪市内で実施すること。

※1：毎日開催ではなく、実施期間中の週末・祝日のみ断続的に開催することも可

〇集客イベントの実施期間に合わせ、府内周遊を促進する周遊イベント（※２）（時期、場

所含む）を提案すること。

　　　※2：集客イベント自体に周遊性を持たせて、集客イベントと周遊イベントを一体化

させたイベントを提案することも可。ただし、集客性、周遊性をそれぞれ評価

するため、集客人数、期待する周遊効果を明記すること。

〇周遊イベントは、最新技術等を活用するなど、幅広い世代が楽しみながら周遊できる内容とすること。また、実施場所は、偏りがでないよう配慮すること。

〇周遊イベントについては府内の観光資源を活用した提案とすること。

〇新型コロナウイルス感染拡大予防対策（ガイドライン等）を踏まえたイベント内容とすること。

（提案にあたっての留意事項）

・提案にあたっては、時期、場所、ターゲット、集客見込み数を明記すること。

　場所については、必ずしも確保を求めないが、実施可能な候補地（できれば複数）を列記

すること。

・参加者から入場料等を徴収し、事業費に充当することは可。ただし、集客見込み数を踏まえ、

適正な価格を設定すること。

・イベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、デジタル技術を活用

するなど、3密回避の工夫をすること。

・実行委員会から、イベント内容の変更等の指示があった場合は、予算の範囲内で真摯に対応

すること。

(２) 全国からの集客、周遊促進のための広報業務

（提案事項）

　〇本事業で実施する各イベントや大阪の多様な魅力の情報発信等を通じて大阪への観光客

の呼び込みと、府内周遊につながる広報計画（媒体、時期、頻度等）を提案すること。

〇本事業がメディアに広く取り上げられるよう工夫すること。

〇SNS等を活用した広報についても明記すること。

〇独自に作成する広報媒体（ポスター、チラシ等）について、内容や利用方法（掲載場所、

　　配架場所等）を、特設WEBサイトについては運用方法をそれぞれ明記すること。

（提案にあたっての留意事項）

・実行委員会から、広報内容の変更、修正等の指示があった場合は、予算の範囲内で真摯に

対応すること。

(３) 運営体制等について

（提案事項）

○各業務（P1・２の(1)(2)）の具体的な運営体制を提案すること。

　また、各業務の責任者と、実行委員会との窓口について明記すること。

〇新型コロナウイルス感染症の拡大防止、発生時の対策を講じるにあたって発生する人員

（警備、検査等）確保についても、明記（方法、対応等）すること。

（提案にあたっての留意事項）

* 本業務内で兼務人員を配置することは妨げないが、兼務人員であることを明記し、本事業に実質的に関与する人員数を明確にすること。（本業務以外の業務と兼務する場合は、兼務の

記載不要）

　　　・各業務の責任者については、実績や経歴を記載する等、業務責任者としての適性がわかる

　　　　ようにすること。

・契約締結後、実行委員会と十分な協議・調整を行い、体制の見直し、強化が必要な場合は、

　予算の範囲内で、真摯に対応すること。

**７　スケジュール**

○ 公募開始　　　　　　　　　　令和４年３月４日（金）

○ 説明会（動画配信）申込受付　令和４年３月９日（水）午後１時から

３月16日（水）午後１時まで

〇 質問の受付締切　　　　　　　令和４年３月１７日（木）午後１時まで

〇 質問に対する回答　　　　　　令和４年３月18日（金）

○ 応募書類の提出締切　　　　　令和４年４月４日（月）午後３時まで（必着）

○ 選定委員会の開催　　　　　　令和４年４月　中旬

○ 最優秀提案事業者の決定　　　令和４年４月　下旬

〇 契約締結・事業開始　　　　　令和４年５月 上旬頃

**８　参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立

てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、か

つ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされ

た者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生

手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の

決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を

除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認めら

れる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事

業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措

置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２

年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除

外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**９　失格事項**

応募提案者が次のいずれか１つに該当する場合は失格とします。応募提案者が最優秀提案事業者に

決定した後契約締結までの間に、次のいずれか１つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採

用します。

(1) 資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合

(2) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(3) ２つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共

同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）

(4) 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合

(5) 本件企画提案の審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合

(6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

(7)「国内旅行消費喚起事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」に違反した場合

(８) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

**10　説明会の実施について**

　説明会については動画配信にて実施します。

　(１) 視聴方法

　　　大阪府インターネット申込システムにより申し込んでいただいた方へ、視聴URLを送信

　　　しますので、YouTubeでご覧ください。説明動画は約30分です。

　　　申込ＵＲＬ：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022020103>

　　　　※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

　　　　※人数制限はありません。

(２)申込受付

　　　令和４年３月９日（水曜日）午後１時から令和４年３月16日（水）午後１時まで

**11　質問の受付**

(1) 質問受付期間

**令和４年３月1７日（木）午後１時まで**

　　　　　※　受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(2)　提出方法

　 　大阪府インターネット申込システムにより送信してください。

申込ＵＲＬ：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022020104>

(3) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、**令和４年３月18日（金）中**に、下記、大阪府魅力づくり推進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/kokunairyokou_syouhi/index.html>

**12 提案にかかる応募書類及び提出方法**

(1)応募書類及び提出部数

○「正本」（応募書類と添付書類）　1部

○「副本」（応募書類のみ）　　　　２０部

≪注意事項≫

【応募書類】

　　ア　企画提案応募申込書（別紙様式１：正本１部、副本２０部）

イ　企画提案書（別紙様式２：正本１部、副本２０部）

ウ　応募金額提案書（別紙様式３：正本１部、副本２０部）

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）での応募の場合は、上記ア～ウに加え、次の①～④の書類も併せて提出：各１部

1. 共同企業体届出書（別紙様式４）
2. 共同企業体協定書（別紙様式５）
3. 委任状（別紙様式６）※構成員が支店等の場合のみ
4. 使用印鑑届（別紙様式８－１）※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届（別紙様式８－２）※代表構成員が受任者の場合

エ　誓約書（参加資格関係）（別紙様式７）正本1部、副本不要

【添付書類】

　※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、添付書類a～ｄは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

　　a　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

b　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

c　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代

えます。

　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

d　財務諸表の写し（正本１部、副本２０部：最近２カ年のもの、半期決算の場合は４期分）

①貸借対照表

　　　②損益計算書

　　　③株主資本等変動計算書

(２)提案にかかる応募書類及び添付書類の返却

　　　提案にかかる応募書類及び添付書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　　なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3)提案にかかる応募書類及び添付書類の不備

　　　提案にかかる応募書類及び添付書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがありま

す。

(4)その他

・応募は1者１提案とします。（共同企業体として参加する場合を含む）

・応募書類及び添付書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。

・「正本」「副本」それぞれを１部ずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電

子媒体（ＣＤ－Ｒ等）での提出もお願いします。

・「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入して

ください。

・「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないで

ください。（表紙及び背表紙含む）

・応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。

・提出時には一切の質問に応じません。

・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。

（事務局が補正等を求める場合を除きます。）

・応募書類及び添付書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

(5)提出方法

郵送（配達までの送達過程が確認できる簡易書留等）・宅配便等により提出してください。

窓口での提出はできません。

　 (6)提出期限

**令和４年４月４日（月）午後３時まで《必着》**

　 (7)提出先

　　　　国内旅行消費喚起事業実行委員会事務局　担当　福岡、田中、吉田

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ内）

住　所　〒559-8555

大阪市住之江区南港北1－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

電　話　06-6210-930２

**13　審査の方法**

(1)審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、

事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果100点満点中６０点未満の場合は採択しません。

　　なお、審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

エ　最優秀提案は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 点数 | 審査内容・着眼点 |
| 集客イベントについて | ４０点 | ・全国から注目を集め、国内旅行先として大阪を選んでもらえるような話題性があるか  ・全国から延べ20万人程度の集客が見込めるか  ・イベントの交通アクセスが考慮されているか  ・提案内容に実現性・具体性があるか |
| 周遊イベントについて | ２５点 | ・全国から注目を集め、国内旅行先として大阪を選んでもらえるような話題性があるか  ・集客イベントと連動し、府内への周遊効果が期待できるか  ・イベントの実施場所に偏りが出ないよう配慮されているか  ・提案内容に実現性・具体性があるか |
| 広報業務にかかる企画内容  について | １５点 | ・イベントの提案内容に即した、全国からの誘客、府内周遊の仕掛けのある広報計画になっているか  ・メディアに広く取り上げられるような工夫がされているか  ・SNS等を効果的に活用するものとなっているか |
| 安全管理・運営体制等  について | １５点 | ・安全管理や連絡体制、参加者への対応などが適切であるか  ・新型コロナウイルス感染症への対応が適切であるか  ・企画提案の進行計画が現実的であり、確実に遂行できる運営体制であるか |
| 価格点 | ５点 | ・価格点の算定式  満点（５点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 |
| 合　計 | 100点 |  |

(3) 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募提案者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページにおいて

公表します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/kokunairyokou_syouhi/index.html>

ただし、応募提案者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

（品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額）

②全応募提案者の名称（申込順）

③全応募提案者の評価点（得点順 内容は①に同じ）

④最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

　　　　ア　事業者選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示するこ

と。

　　　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　　　　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**14　契約手続きについて**

　(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、実行委員会で決定の上、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に事務局と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額

について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関

係者でない旨の誓約書（様式13）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委

員会は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている

とき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表

各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を

受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を

納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額に

よる。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全

国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価

値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）

の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締

りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）

をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合に

おいて、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした

手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によ

る。

カ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担

保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8)　(7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除

します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金

額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は

履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない｡

イ　本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらを

すべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

**15　その他**

応募提案にあたっては、「国内旅行消費喚起事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」を熟読し遵守してください。